

沖防第2300号

29.4.20

宜野湾市長 殿

沖縄防衛局長



駐留軍用地の返還に関する実施計画（変更）の案について（照会）

かねてより当局業務に関しまして、御理解、御協力を頂き感謝しております。

さて、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）第8条第8項の規定により準用される同条第3項のに基づき、別添のとおり照会しますので、同条第5項に定める期間までに貴見を回示願います。

関連文書：施那第3680号（8.12.27）

添付書類：駐留軍用地の返還に関する実施計画（変更）の案

駐留軍用地の返還に関する実施計画（変更）の案

返還が合意された施設及び区域の名称	F A C 6 0 5 1 普天間飛行場
返還に係る区域	(別図のとおり)
返還の予定面積	約 4 2 , 0 0 0 m ²
返還の予定時期	平成 2 9 年度 2 / 四半期
返還に係る区域内に所在する駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件	<p>1 概要</p> <p>(1) 建物：なし</p> <p>(2) 土地に定着する物件：工作物一式</p> <p>2 除却をすることした場合に当該除却に要すると見込まれる期間</p> <p>約 2 年 (注)</p>
返還に係る区域において国が行う調査 (調査の事項) <input checked="" type="checkbox"/> 土壌の汚染の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 水質の汚濁の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 不発弾その他の火薬類の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の有無	<p>1 調査を行う区域の範囲</p> <p>約 4 2 , 0 0 0 m²</p> <p>2 調査の方法</p> <p>別紙のとおり</p> <p>3 調査に要すると見込まれている期間</p> <p>約 2 年 (注)</p> <p>4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針</p> <p>別紙のとおり</p>

※ 1 引渡しまでに要する期間については、上記表内の「除却をすることした場合に当該除却に要すると見込まれる期間」及び「調査に要すると見込まれる期間」を単に合算した期間とはならない。

※ 2 「調査に要すると見込まれる期間」には、調査に要する期間だけでなく、調査の結果、確認された土壌汚染等の処理期間も含んでいる。

(注) 宜野湾市の道路整備計画における 2 工区と 4 工区については、宜野湾市から早期引渡しの要望があるため、支障除去措置を早期に完了させ、土地を引渡すこととする。

また、土地の引渡しについては、宜野湾市が実施する文化財調査の進捗に対応するものとする。

2 調査の方法

当該返還に係る区域（以下「当該区域」という。）について、関係機関と調整の上、下記調査を実施する。

(1) 土壌の汚染の状況

土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）で定める方法により土壌汚染のおそれを把握、当該結果に基づき試料採取等を実施し、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に定める「特定有害物質」、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に定める「ダイオキシン類」並びに「鉱油類」について、土壌汚染対策法施行規則、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）、油汚染対策ガイドライン（平成 18 年 3 月中央環境審議会土壌農薬部会、土壌汚染技術基準等専門委員会）で定める方法により試料を測定し、土壌の汚染の状況を調査する。

(2) 水質の汚濁の状況

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項第 1 号に定める「有害物質」、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に定める「ダイオキシン類」並びに「鉱油類」について、当該区域の使用履歴調査、公共用水域の有無及び実施済みの水質検査について調査を行い、当該調査結果に基づき試料採取等を実施し、水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 4 の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成 8 年 9 月 19 日環境庁告示 55 号）、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準、油汚染対策ガイドラインで定める方法により試料を測定し、水質の汚濁の状況を調査する。

(3) 不発弾その他の火薬類の有無

過去の文献や聞き取り等による資料等調査を行い、不発弾等の弾種等を把握した上で、弾種等に応じた貫入深度予測調査を行い、当該調査結果に基づき磁気探査等の方法により不発弾等の有無を調査する。

(4) 廃棄物の有無

不発弾等調査に併せて地中レーダー探査等の方法により廃棄物の有無を調査する。

上記（1）から（4）までの調査を実施する際には、跡地利用に支障がないよう、関係者と調整することとする。

4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針

(1) 土壌の汚染

調査の結果、確認された土壌の汚染については、関係機関と調整の上、適切に処理する。

(2) 水質の汚濁

調査の結果、確認された水質の汚濁については、関係機関と調整の上、適切に処理する。

(3) 不発弾その他の火薬類

確認探査の結果、確認された不発弾等については、警察署への発見届出を行うなど不発弾等処理対策便覧（平成 16 年 3 月沖縄不発弾等対策協議会）に基づき適切に対応する。

(4) 廃棄物

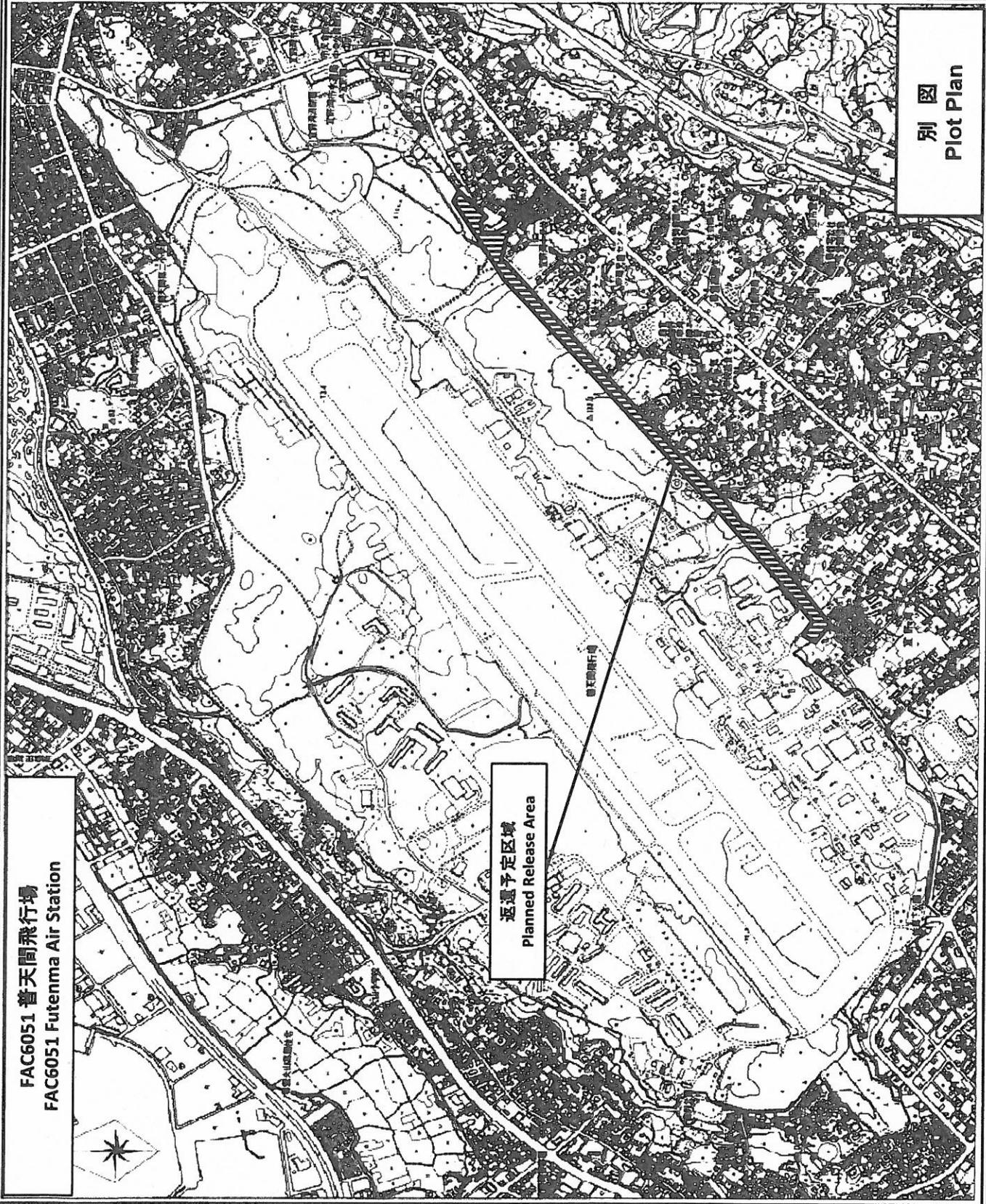
調査の結果、確認された廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等関係法令に基づき適切に処理する。

FAC6051 普天間飛行場
FAC6051 Futenma Air Station



返還予定区域
Planned Release Area

別図
Plot Plan





施那第3680号(AFP)

平成8年12月27日

宜野湾市長 殿

那覇防衛施設局長



駐留軍用地の返還に関する実施計画について(通知)

参照:平.8.12.12.付宜基政第74号

「駐留軍用地の返還に関する実施計画の案について(回答)」

かねてより当局業務に関しまして、御理解・御協力をいただき感謝しております。

さて、FAC6051普天間飛行場における一部土地の返還実施計画を別添のとおり定めたので、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成7年法律第102号)第6条第6項の規定に基づき通知します。

以上

添付書類:駐留軍用地の返還に関する実施計画

駐留軍用地の返還に関する実施計画

返還が合意された施設及び区域の名称	F A C 6 0 5 1 普天間飛行場
返還に係る区域	(図面のとおり)
返還の予定面積	約 4 2 , 0 0 0 平方メートル
返還の予定時期	平成13～15年度頃
(図面)	